

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、そ)
衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

鳥取県告示第五百九十八号
自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第一百四十四条及び第一百七十二条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十三年度第二次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和五十三年七月十一日から昭和五十三年九月三十日まで

二 試験期日

募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

1 応募資格

採用予定期の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

告 示

- ◇ 告示 自衛官の募集
- 生活保護法による医療機関の指定
- 保安林の指定の解除
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 土地収用法による事業の認定
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
- 教育委員会の招集

- ◇ 人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

- ◇ 公告 鳥取県保母試験の実施

2 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験
エ 適性検査

二 保安林として指定された目的

千害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
な か く き 医 院	米子市末広町五二番地	昭和五十三年六月一日

鳥取県告示第六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二号

昭和五十三年五月九日付けで関金町から申請のあつた土地改良（堀（福原）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とのとおり告示する。

昭和五十三年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、久米土地改良区の定款の変更を昭和五十三年七月六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

一 土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年七月十二日から二十日間

一 解除に係る保安林の所在場所
西伯郡西伯町大字鴨部字水越谷九三三の一

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三号

昭和五十三年五月九日付けで関金町から申請のあつた土地改良（堀（米富・小泉）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年七月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四号

昭和五十三年六月二十二日付けで三朝町から申請のあつた余戸地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年七月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五号

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一起業者の名称

西伯町

事業の種類

三
起業地

西伯町民体育館建設事業

1 収用の部分

西伯郡西伯町大字法勝寺字ヒル田及び大王堂地内

2 使用の部分

なし

四 土地收用注第二十六條の規定期間の範囲の経営場所

西伯町役場

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、浜坂新田土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月十一日

鳥取県知事
平
林
鴻

一 施行者の住所及び氏名又は名称

麥
更
前
麥
更
後

鳥取市西町一丁目一〇一番地

財団法人 鳥取開発公社

鳥取市西町一丁目二〇一番地
財団法人 鳥取開発公社

鳥取市吉方温泉三丁目一六八番地
今田晴隆
鳥取市浜坂五九〇番地
上村清志
鳥取市丸山町一三三番地六
川上茂義
鳥取市浜坂五五三番地二
木村耕造
兵庫県西宮市鳴尾町二丁目二四番二号
斎木正毅
大阪市東住吉区喜連町一一四二番地
酒本操子
鳥取市本町二丁目二〇九番地
高木正雄
鳥取市浜坂五四四番地二
中尾公明
鳥取市湯所町一丁目四一〇番地
三崎綾子
鳥取市浜坂四〇九番地
米原正雄
鳥取市浜坂三九七番地
森下岩藏

二 事務所の所在地

鳥取市西町一丁目二〇一番地

財團法人 鳥取開発公社内

三 事業施行期間

昭和五十二年十月七日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 施行地区

鳥取市浜坂字松中及び字荒神山道ヨリ北の各一部

五 施行認可の年月日

昭和五十二年十月四日

六 事業年度

昭和五十二年度及び昭和五十三年度

七 公告の方法

鳥取市役所前の掲示場に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十三年七月七日

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年七月十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十四号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「医師」の下に「、医務課の医師」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料表の適用範囲に関する規則の規定は、昭和五十三年七月一日から適用する。

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十三年七月十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 順

鳥取県教育委員会告示第八号

教育委員会告示

公 告

児童福祉法施行令(昭和28年政令第74号)第13条第2項の規定により、昭和53年鳥取県保母試験を次のとおり実施する。

昭和53年7月11日

鳥取県知事 平林鴻三

1 試験期日

(1) 筆記試験

昭和53年8月5日(土曜日)及び8月6日(日曜日)

(2) 実地試験

昭和53年8月7日(月曜日)又は8月8日(火曜日)のいずれかの

日とし、受験者が受験すべき日は、受験票交付の際指定する。

2 試験の時間割

月 日	試 験 科 目	時 間
	受付及び受験注意	8時50分～9時10分
8月5日	児童心理学及び精神衛生 児童福祉事業概論 看護学及び実習 保育理論	9時10分～10時40分 10時50分～12時20分 13時00分～14時30分 14時40分～16時10分
	受付及び受験注意	8時50分～9時10分

3 試験場所

筆記試験 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
実地試験 倉吉市下田中363 鳥取県立保育専門学院

4 受験申請書の提出期間

昭和53年7月11日(火曜日)から昭和53年7月20日(木曜日)まで(郵送の場合は、7月20日までの消印のあるものに限り受け付けることとする。)

5 受験手続

(1) 保母試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- ア 保母試験受験申請書
- イ 住民票の写し
- ウ 受験資格を証明する書類
- エ 写真(受験申請前6月以内に撮影した名刺判正面上半身のものとし、裏面に氏名を明記すること。)
- オ 履歴書

(2) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第41条の2第1項又は第2項の規定により試験科目の一部について免除を受けようとする者は、(1)に掲げる書類のほかに、保母試験受験科目免除願いを提出すること。

なお、他の都道府県で一部科目に合格している場合はその都道府県の合格証明書を、厚生大臣の指定する学校又は施設においてその指定する科目を専修した場合は当該学校又は施設の長の発行した専修證明書を添付すること。

6 受験手数料及び納付方法

- (1) 受験手数料 2,000円
- (2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を保母試験受験申請書の所定欄にはり付けること。この場合消印をしないこと。
- (3) 既納の手数料は、返還しない。